

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前川 盛治 外274名

被 告 沖縄県知事 外1名

### 被告準備書面(12)

平成24年12月13日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓 和	
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅 仁	
同訴訟復代理人弁護士	山 下 裕 幸	
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政 久	
同訴訟復代理人弁護士	伊 東 幸 太朗	

原告ら準備書面(13)に対する反論

#### 1 液状化対策について

公有水面の埋立承認・免許の変更については、公有水面埋立法等関係法令に基づき一連の法的手続きが行われ、適正に処理されている。液状化対策についても同様である。

(1) 液状化の対応については、液状化の判定が埋立完了後の土の縮まり具合や土質構成に影響されるため、埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行うことになる。仮に液状化すると判断された場合には適切に対応する考えであることはこれまで述べたとおりである。液状化の判定については、埋立が完了した後に実施可能となり、埋立が実施されていない現状では

詳細な判定が困難である。そのため、現段階では具体的な工法を定め、その費用を算出することは困難である。原告の主張とは逆に、土地利用等により液状化対策が不要な部分も想定される。

原告は、同第1、3、第2段落において、「本件事業地の具体的な状況を踏まえた反証を一切なしていない」と主張するが、被告準備書面(6)をはじめ、十分な反論を行った。

液状化は、土質が砂地盤であるか否か、水の存否、地盤が緩い状態で堆積しているか否かなどの様々なか条件で発生するが、液状化対策については、これらの諸条件をチェックするため、埋立完了後に土質調査を実施して確認することになり、埋立が実施されていない現状では、確認が困難である。埋立完了後の調査を踏まえ、想定される地震動に対して解析を行い、仮に液状化すると想定された場合には適切に対応する考えであることはこれまで述べたとおりである。

(2) 原告は、被告県知事が、東日本大震災を全く考慮していないと主張するがそのようなことはない。公有水面埋立免許の変更手続きについては、公有水面埋立法に基づき適正に処理が行われており、液状化の判定については、埋立完了後の土の締り具合や土質構成に影響されるため、埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行うことについては、これまで被告沖縄県知事準備書面(5)及び(6)において反論した。

(3) 原告は、同第1、5において、被告県知事は、埋立地において液状化の条件を備えていることを認めていると主張するが、そのようなことはない。

原告が示す甲A 6の調査結果(粒度組成)は「表層の干潟泥を採取」(甲A 6、2-49頁)した調査であるが、表層の底質だから、その下の地層は判断できない。表層の底質とその下の地層が同様の土質と判断するのは明らかに誤りである。このことは、当該調査結果において、底質の粒度組成が8月と1月で変動していることからも明らかである。地層構成が季節変動することはあ

りえない。

なお、原告が、「軟弱」＝「砂質土層」との認識であれば、それも誤りである。「軟弱」であるか否かは、単純に粒度（砂質）だけで判断できない。土の繰り具合や土質構成等、様々な因子に影響されるものである。

(4) 本件事業の経済的合理性についていえば、仮に液状化すると判断された場合、その対策に要する費用は、土地のマイナス評価として土地取得価格に反映するため、土地取得価格を含めた県の事業費に大きく影響することはない。

ただし、これは、液状化対策が必要となり県が国から取得する土地価格が下がった場合に、その差額の負担を国が負うということを意味するものではない。国にとっては土地販売が目的ではないからである。

## 2 津波・高潮被害について

(1) 原告は、同第1、2、第1段落において、事業地が大地震に見舞われるなどを「例証した」と主張するが、原告は数名の研究者の研究報告を列挙しているだけであり、それらを根拠に埋立地周辺が大地震・巨大地震に見舞われる可能性のみを主張するのであれば、どこでも地震は起きうるものである。

(2) 原告は、沖縄県津波・高潮被害想定調査における泡瀬埋立地周辺における津波最大潮上高について「膨大な資料の中から影響の小さな数値のみを取り上げて重視」していると反論するが、決して影響の小さな数値ではない。

沖縄県津波・高潮被害想定調査における想定地震は、本調査の対象地域で大きな津波が想定されるものを抽出して設定し、仲村准教授が従来M7.4で想定していた沖縄トラフ及び琉球弧の地震についても、琉球海溝と同様にM7.8とする危険側で想定している。同調査では、泡瀬埋立地周辺における津波最大潮上高は海拔2.5m(CDL+3.7m)と想定されており、県施工の埋立地盤高がCDL+4.0mであり、埋立地盤は最大潮上高より高いことから現予測シミュレーションでは津波による浸水は起こらないことを示すものであ

る。

原告らが指摘する「一方で、甲D15のような、…現段階でなし得る最も科学的なアプローチで発した警鐘を、単なる計算上の『一例』であると主張している。」については、甲D15は中部琉球海溝でM8クラスの地震が起こった場合、固着域の幅、固着域の長さ及びすべり量等の条件モデルを設定し、津波がどの程度になるかを計算したものであり、この計算を行った仲村准教授自身が、条件モデルとして設定する際に「琉球海溝の固着域の長さは不明ですが、琉球海溝に沿って延びていると仮定している」と述べており、この計算結果はあくまでも一例としている。

(3) 原告は、同第1、2、第2段落において、現行の計画が東日本大震災後の最新の安全対策を反映していないと主張するが、想定される地震・津波への対処については、東日本大震災の教訓を踏まえ修正した「沖縄県地震防災計画」に反映しており、今後の地震・津波対策では、ふたつのレベルの地震・津波を想定していることはこれまで述べたとおりである。平成23年第6回沖縄県議会において、当時の土木建設部長の発言内容について「認める」としたとしても、何ら矛盾はしていない。

### 3 台風対策について

原告は、台風ともなれば、埋立地は長時間、波に襲われ海水が溢れる場所になると主張しているが、2011年台風9号の際に越波したとされる沖側護岸は施工途中の断面であった。沖側護岸前面に計画されている潜堤及び養浜工事を施工することで、設計波に対して満足することになる。原告の主張する10メートルを超えるという有義波高は埋立地護岸前面のものではない。

護岸の天端高さは、過去の台風時における既往最大偏差を考慮して計画高潮位をC. D. L + 3. 2mとし、海岸保全施設建築基準解説等を参考に決定している。